

パナマ内政・外交（2020年8月定期報告）

【ポイント】

- 全般的な国際線の一時停止措置が維持される中、トクメン国際空港におけるトランジット、出国、並びにパナマ国民及びパナマ居住者の入国を目的とする国際商業便が限定的に再開し、17日より、入国に必要な手続きとして、新型コロナウイルスの陰性証明の提出、保健規則遵守等に係る宣誓書の提出、自宅隔離場所における固定電話番号の提出が求められることとなった。
- 24日より、パナマ県及び西パナマ県で実施されていた、身分証番号に基づく時間帯のみ外出可能とする制限措置が撤廃された。
- 外交面においては、17日、オブライエン米国国家安全保障担当大統領補佐官がパナマを公式訪問した。

【本文】

●内政

1 国際線運航及び入国に係る各種措置

(1) 7月31日付政令第300号により、8月からトクメン国際空港におけるトランジット、出国、並びにパナマ国民及びパナマ居住者の入国を目的とする国際商業便の運航が限定的に再開した。

(2) これを受け、17日、パナマ保健省決議第766号が発効し、入国が許容されているパナマ国民及びパナマ居住外国人については、一部例外を除き、入国に際し、①出発地での搭乗から最大48時間前までに実施したPCR検査ないし抗原検査の陰性証明の提出、②保健措置の遵守等に係る宣誓書の提出、③自宅隔離場所における固定電話番号の提供が求められることとなった（※①の陰性証明については、保健省決議第863号により、9月4日より、検査実施の期限が出発地での搭乗から最大96時間前に変更となった）。

(3) 一方で、21日、民間航空庁決議第133号が官報に掲載され、上記1

(1)などの例外を除き、全般的な国際線の一時停止措置については、更に30日間延長された。

2 外出制限及び経済活動規制の部分的解除

(1) 24日より、パナマ県及び西パナマ県で実施されていた、身分証番号に基づく時間帯のみ外出可能とする制限措置が解除された。これにより、女性は、月、水、金、男性は火、木、土の午前5時から午後6時45分まで、外出可能となった。また、身体的接触の伴わないスポーツなども必要な衛生規則を守る限りにおいて解禁された。

(2) また、書店（オンライン注文）、不動産業並びに仲介業と評価査定業、一部の非食品卸売業につき、営業再開許可をした他、建設業の工事再開承認案件が拡大した。

●外交

1 オブライエン米国国家安全保障担当大統領補佐官のパナマ訪問

(1) 17日、オブライエン米国国家安全保障担当大統領補佐官がパナマを公式訪問し、クレイグ・フォーラー（アメリカ南方軍司令官）、クレイバー＝キャロン（顧問）、アダム・ボーラー（米国国際開発金融公社CEO）が同行した。

(2) コルティソ大統領との会談では、カリソ副大統領、フェレル外務大臣、ピノ治安大臣他が同席した。

(3) 本訪問では、アメリカ大陸成長イニシアチブ（America Crece）を通じたインフラプロジェクトの資金協力を係る了解覚書（MoU）の署名など、投資機会の促進が探求された他、マネーロンダリングや腐敗、治安に関するテーマなどが扱われた。

(4) 保健分野では、400万ドル以上にのぼる米国からの人道支援の一環として、人工呼吸器や新型コロナウイルスに係る検査器材や医療防護具などの供与式が行われ、フェレル外務大臣、スクレ保健大臣、ピノ治安大臣、アレクサンダー経済財務大臣他が出席した。